

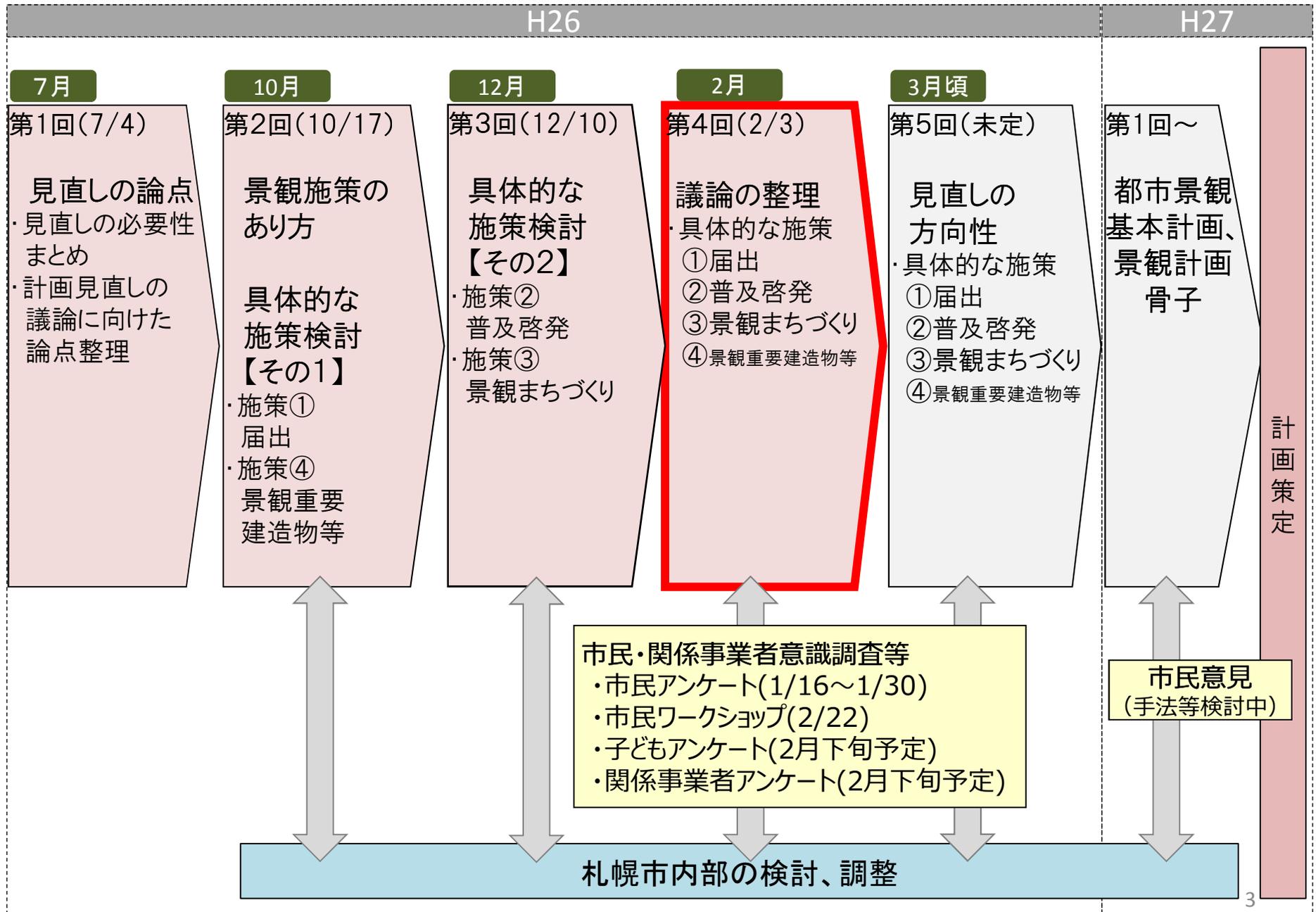
平成26年度

第4回札幌市都市景観審議会説明資料

議事 1

具体的な施策に関する議論の整理

見直し検討スケジュール



現状の都市景観基本計画及び景観計画の体系

	都市景観基本計画	景観計画
位置付け	景観形成の基本的な指針	実行計画
目標年次	—	—
計画の区域	— (札幌市全域)	札幌市全域
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観特性 ・ 景観形成の基本理念 ・ 景観形成の目標 ・ 景観形成の基本指針 ・ 景観構造と景観ゾーンの景観形成方針 	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画区域、重点区域 ・ 景観の形成に関する方針 ・ 行為の制限に関する事項 </div> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">景観重要建造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産の指定方針 </div>

都市景観基本計画

持たせるべき役割【仮説】

- 上位計画・関連計画との整合
- 目指すべき景観の提示
- 価値持続の担保

現状の計画内容

地形や自然環境等の美しさや個性などの観点から景観特性をまとめ、それらを生かした景観形成を方針づけた計画

計画の再編

再編後の計画内容

?

今後の議論 に向けて

- 現状の都市景観基本計画の再検証
- 具体的な取組を担保する戦略的指針としての整理

見直しの方向性【仮説】

現状計画において継続して指針となる部分の継承
+
新たな景観計画の方向性を位置づける戦略的な指針への展開

担保

景観計画
(実行計画)

今後の見直し議論に向けた論点の整理

景観計画

持たせるべき役割【仮説】

- 魅力向上のための実行計画
- 都市景観基本計画との整合

現状の計画内容

都市の拡大成長期において、受動的・保存的に景観を制御するための計画

計画の再編

再編後の計画内容

?

見直しの方向性【仮説】

現状計画における有効な部分の継承
+
能動的・創造的な施策の展開

今後の議論
に向けて

主要な
取組

①
届出

施策の
現状

基準からの
逸脱がないか
協議・確認

見直し
の論点

より効果的な
誘導方策

②
普及啓発

行政からの
働きかけによる
市民協働

より主体的・
自立的な
市民の取組

③
景観まちづくり

景観を切口とした
地域まちづくりの
取組に着手

成果の位置付けと
自立的・持続的な
取組

④
景観重要建造物等

歴史的価値のみを
評価した指定・
外観維持のため
の助成

評価の視点の
見直し・
より効果的な
保全策

今後の景観施策（仮説）

現状の 景観施策

都市の拡大成長期において、モノづくり（建築行為等）を通じ、**受動的・保存的**に、都市の外観を制御するための施策

今後の 景観施策の 方向性(仮説)

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらの**コーディネート**や**マネジメント**を通じ、**能動的・創造的**に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

具体的な4つの施策について、
コーディネートやマネジメントをキーワードとした見直しの方向性を検討

- ①届出
- ②普及啓発
- ③景観まちづくり
- ④景観重要建造物等

【第一回審議会】

- ・見直しの必要性まとめ
- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
 - ①届出
 - ②景観重要建造物等
 - ③普及啓発
 - ④景観まちづくり

[都市マスタープランとの関係]

- ・都市景観基本計画は都市計画マスタープランと対等であり、整合、連動だけではなく、関連しあう関係が必要。
- ・まちづくり戦略ビジョンの都市空間における実現手法になるように作るべき。

[土地利用施策と景観施策との関係]

- ・景観施策と土地利用制度が連動し、実効性を担保しなければならない。

[都市景観基本計画、景観計画の役割]

- ・景観計画は法定計画なので、都市景観基本計画との役割分担は重要である。
- ・現在の都市景観基本計画について、景観的な骨格、都市構造、景観構造は普遍であるが、ゾーニングについては常に変える意志をもち、批判的に検討を行うべき。

[今後の検討事項について(景観まちづくり)]

- ・地域が求めるのであれば、用途地域間など景観上矛盾のある地域に地区計画的な手法で景観計画重点区域をかけるなど、戦略的にできるのでは。
- ・次の5、10年後の計画改定に向けて、地域を個性化していく手段として景観のあり方を考え、各計画に組み込ませることでいいまちが出来る。
- ・住民発意で地区計画制度を使っている地域で先導例を示すのはどうか。

【第二回審議会】

[今後の景観施策の方向性(仮説)]

都市の成熟期において、都市景観(ヒト/コト/モノ)を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

[景観計画の役割]

- ・どこに相談したらよいか、市民に対して明確だとよい。
- ・他都市と変わりのない都市景観が生み出されてしまっているが、今後の施策の能動的・創造的という概念から、今後は多様性も受け入れられるように発展していくのだと理解した。

[都市景観基本計画の役割・構成]

- ・コーディネート、マネジメントの対象をどうしていき、それぞれの担い手や場所、手法が見えてくると議論できる。
- ・コーディネート、マネジメントの意味について、議論の中で共通認識にする必要がある。
- ・景観計画を立てること＝景観マネジメント計画。
- ・マネジメントを実現するためには、コーディネート以外の手法もある。
- ・コーディネートやマネジメントという言葉で、意図していることが伝わらないのであれば、わかりやすい別の表現に置き換えるのも手ではないか。
- ・都市計画の中で『保全』を捨ててはならない。

【第一回審議会】

- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
①届出

[届出制度の見直し]

・届出対象規模以下でも、壁面の長さや隣地からの壁面後退距離によっては周囲に対する影響が大きい場合がある。

[公共施設等に係る景観協議]

・公共施設等は法に基づく通知の際に行う協議だけではなく、別の方法による景観的アプローチが必要。

【第二回審議会】

方向性

- ・市民が何らかの形で関与する可能性(開かれた制度)
- ・届出者の景観に対する一層の理解
- ・届出対象の見直し
- ・地域の個性(大事にしたいこと)の事前明示
- ・景観形成に対する先導性の向上
- ・協議の時期等の改善

[現状]

- ・景観賞が廃止になったが、しっかりと評価する良い場だった。
- ・今の届出制度の枠組を守ろうとすると事業者や設計者にとっては規制になってしまう。
- ・他部署と連携することはよいこと。

[今後について]

- ・届出対象外の物件でも景観に大きく影響を与える場合があるため、届出規模要件を追加することは可能か。
- ・申請制度など別の言葉に置き換えたほうがいい。
- ・従来の届出行為の外にある行為をする場合、届出協議後に行為規制ではなく、インセンティブとする。例えば、申請してアドバイスをもらうなど。
- ・事業者や設計者に能動的・創造的な取り組みを望むのであれば評価することも必要。
- ・地域性に配慮した届出行為を目指すべき景観特性に応じて決めていく必要がある。
- ・より多くのものが対象となる制度とするのか、能動的・創造的な制度とするのかどちらか。
- ・景観賞といっても、建物だけではなく周囲のまちなみや活動など視野を広げたほうがよい。・能動的・創造的・コーディネートというものを届出制度と絡めていくと制度自体が根本的に変わってくる。
- ・市民や事業者が申請することによってメリットが得られるような仕組みが必要。
- ・まちなみ全体をどうしていくかが重要。
- ・苗穂地区や円山地区等も重点区域に入れてはどうか。

【第一回審議会】

- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
- ①普及啓発

【第三回審議会】

方向性

- ・多くの市民や事業者に興味関心を持ってもらえる事業の実施、コンテンツの開発
- ・効果的に連鎖、拡散を生むような情報発信（SNS、口コミ等）
- ・市民、事業者、専門家、行政等各主体の役割の整理とコーディネート仕組みづくり

[現状]

- ・市民の認知度はどれくらいあるか。
- ・取組の効果が上がるような工夫が必要ではないか。
- ・取組情報の発信方法の工夫が必要ではないか。
- ・まちづくり戦略ビジョンとの連動性が弱いのではないか。
- ・イベントが景観の普及啓発になり得ていない。
- ・関わる市民と動きが見えることが市民の意識の向上になる。
- ・試行段階だが到達目標の事業評価が必要。
- ・景観賞の議論からの方向性としてはよい。
- ・取組が各地域の市民にどう受け止められているのか。

[今後について]

- ・行政と市民の役割の論理をきちんとつくる。
- ・きっかけを与えると自然に動くような関係（パブリック・プライベート・パートナーシップ）を築く。
- ・各地域住民が取り組める方法を掘り下げながら対象を絞ったほうがよい。
- ・財源の確保と仕掛け人の組織づくり
- ・新たに出てきた取組どう支援するか。
- ・アウトプットとして残すものや、継続するものを分ける作業が必要。
- ・次のステップ(27年度以降)の目標を立てなくてはならない。
- ・具体的なイメージを決めて、次のステージへ行くこと。
- ・取組の位置付けを確認し、取捨選択する段階。
- ・子供たちや高齢者という幅広い年代のことを考える必要性。

【第一回審議会】

- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
 - ①景観まちづくり-1(主に重点区域について)

[景観まちづくりと連動した届出制度について]

・届出内容について、地域性があまりみられないとのことだが、今後、地域から「地域性がないことでよいのか」という問題提起があるとよい。

【第三回審議会】

方向性

【届出協議】

- ・計画の早い段階で協議を行える制度の検討
- ・より効果的な協議のあり方の検討
 - (専門家や地域の協議会が関与する可能性)
- ・地域と協働による新規地区の検討や指定後の地域マネジメント手法の検討
- ・届出者の景観に対する一層の理解

【基準内容】

- ・届出対象の見直しや新たな技術への対応

【景観まちづくり】

- ・都市計画制度(緩和制度等)との連動や良好な景観形成がもたらす効果の啓発

[○景観計画重点区域の行為の制限等]

- ・建物の完成後も継続的に届出や相談をしてもらうような体制づくり。
- ・一度届出をすれば、その後一部を変更しても届出が必要とならない、継続的に基準が守られているかの確認ができない。
- ・景観計画重点区域の行為の制限の文章表現が制限になっていないものがある、言葉の使い分けを正確に(誤解を与えないよう)
- ・景観計画重点区域の4つの地域について、どのように評価をされているのか整理する必要がある。
 - ・駅前通の大通より南側の地域は商業施設が多い。建築条件の制限を設けたり、地区計画をかけたりすることについて、地区の協議会等で考えていけるとよい。
 - ・景観ガイドライン等の作成や景観計画重点区域を指定する際は、地域で活動する人の視点で考える必要がある。
 - ・景観計画重点区域は、まちの成長の段階に合わせて内容を更新いくようなことを考えてはどうか。
 - ・これからこの地域をつくっていきましょうというような意向が伝わる指定方法があってもいいと思う。

【第一回審議会】

- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
- ①景観まちづくり(全般的な事項について)

[景観まちづくりの重要性について]

・まちづくり戦略ビジョンで目指すべき都市像として掲げられている「世界が憧れるまち」の実現のために、地区的、地域的特性を生むような、地域単位の景観形成をやるべき。

[都心部以外の地域における景観まちづくりについて]

・都心部だけでなく他の区でも活動があるので、今後は都心以外の取組にも目をむけていくべき。

・動きのある地域をモデルとして、景観まちづくりの取組にチャレンジしていくべき。その際に有効なやり方について仮説をたてて、実施後に検証することが重要。その動きが発信されることで、他の地域の動きにつながる。

[市電沿線の景観まちづくりについて]

・四番街地区としては、市電のループ化完成までに大通の再編を行い、変化に対応しようとする動きがある。地域街並みづくり推進事業と同様の動きなので、相互に連携しながら取り組む必要性を感じる。

【第三回審議会】

[ガイドライン等に関すること]

- ・ガイドラインを担保する制度や届出制度との連携の検討
- ・ガイドラインに基づく取組に対する助成・アドバイス等の支援方策の検討
- ・景観重要建造物等の景観資源の活用などの可能性

方向性

[景観まちづくり助成金]

- ・持続性、発展性が期待できる取組に対する優先的な支援
- ・景観重要建造物等助成金も含めた助成金制度の見直し検討

[都市景観アドバイザー]

- ・景観まちづくりへの支援・助言等の派遣の考え方の明確化
- ・市民等への情報発信の充実

[景観ガイドライン、重点区域の指定等]

・役所から地域に投げかけて景観ガイドライン等を検討する流れは、その後の運用も行政主導となってしまうことがある。

・柔軟な方法での運用(エリアマネジメントとの連動、地域の協議会において計画案を検討し役所に申請する等)

・景観ガイドライン等の作成や景観計画重点区域の指定には、前向きな見通しを持って協力関係を結んでいったり、話し合いの場をつくっていくべき

・それらは、地域にとって規制になるのではなく、今までできなかったことができるようになるなど、積極的な意味合いがあることを伝えることが重要

・大規模な公共事業では、初期の段階で景観が関わっていくようにしなければいけない。(事業内での景観ガイドライン等策定の義務付け等)

・モデル地区で景観ガイドラインを作り、成果が見え評価されることが、他の地域への連鎖・拡散の流れを生み出す。

・景観ガイドライン等の作成や景観計画重点区域を指定する際は、地域で活動する人の視点で考える必要がある。

・西15丁目・ロープウェイ入口の電停周辺地区の景観ガイドラインについては路面電車延伸(ループ化)との連携も考慮のうえ、具体的なスケジュールを整理し、他部局とも十分に調整して、具体的にどのように景観の取組を行っていくのか見えるようにすべき。

【第一回審議会】

- ・計画見直しの議論に向けた論点を整理
- ②景観重要建造物等

[現状]

- ・札幌景観資産の「指定」制度は、景観法上の景観重要建造物と区別するために「登録」等の制度に変更して、失われる可能性も前提としながら、所有者に対して最善の支援をする制度として運用してみてはどうか。
- ・札幌景観資産が失われるような事例が度々起こるのは避けたいが難しい。
- ・所有者の意志とは別に、周りの状況・環境が弊害となって、失われることもある。

[今後]

- ・資産に対する支援として、何らかのインセンティブを与えてはどうか。
- ・「古い」という共通の物差しがなくなると判断が難しくなる。
- ・建築物だけではない、広い視点で資産というものを捉え、道路や公園等の自然の資源も資産となるのではないか。

【第二回審議会】

方向性

- ・新たな景観的資産の掘り起し(指定制度の拡充、対象拡大)
- ・景観的資産の価値の向上(助成制度の見直し、活用への支援等)
- ・市民・企業等の関与(市民団体との協働、景観まちづくりとの連動)

[現状]

- ・現在指定されているものの大半は、文化財であり、景観資源ではない。
- ・歴史資源や文化財ではなく、景観資源という意味では、可能性のある建物は数多くある。
- ・保全ができていなければ、創造はできない。

[今後について]

- ・行政が、価値や可能性があるということを評価し、使うという運動につなげていく。
- ・戦略的に登録し、活用を促すことを始めればよい。
- ・課題を、十分かつ機動的な支援を行うことや、確実にすることで十分である。
- ・住宅街の古いものを生かして商業施設等(カフェ等)にすることを、評価するだけでも変わってくる。
- ・指定を止めることなく、継続しながら見直しをするという方向にはならないか。
- ・守る人達に対するサポートをし、実効性のあるものに変える必要がある。
- ・コミュニティ活動や市民自治・公共性の高い目的を行う場については、積極的に助成対象とすべき。
- ・景観賞を受賞したものは、指定の対象にしてはどうか。
- ・固定資産税等の税の減免が可能かどうか検討してほしい。

具体的な施策に関する議論の整理

①届出

届出に関すること

【届出制度のあり方について】

- ・現在の届出制度の仕組みは悪いものを規制するには有効だが、より良いものの誘導には限界がある。
- ・建物の完成後も継続的に基準が守られていく仕組み（届出や相談等）が必要ではないか。

【景観協議手法について】

- ・申請することによってメリットやインセンティブが得られる仕組み（専門家のアドバイスをもらう等）が必要ではないか。
- ・能動的・創造的な仕事、取組に対する評価の仕組みが必要ではないか。（例：都市景観賞等）

【届出対象について】

- ・届出対象規模以下でも周囲への影響が大きい場合があるので、届出対象の追加を検討してはどうか。
- ・届出対象については、地域の景観特性に配慮したものとしてはどうか。
- ・まちなみ全体をどうしていくかということが重要である。
- ・都心以外の地域（苗穂地区や円山地区等）も重点区域に入れてはどうか。

【公共事業について】

- ・公共事業こそ景観の視点から十分な検討が必要。
- ・他部署と連携することはよいこと。

課題と見直しの方向性（施策①届出）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
届出制度のあり方	<ul style="list-style-type: none">・ <u>「①景観阻害要因の規制」と「②景観上優れたものの誘導」が同じ届出制度の中で同様に扱われている</u>・ アクセント基準等、行為の制限において定量、定性的な制限が混在している・ <u>一度届出をすれば、その後一部を変更しても届出が必要とならない（継続的に基準が守られているか確認できない）</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>「①景観阻害要因の規制」と「②景観上優れたものの誘導」は目的別に制度のあり方を再整理（今後は②の仕組みの充実を検討）</u>・ <u>景観計画の行為の制限（基準）も①と②に区分して再整理</u>・ <u>建物完成後も継続的に届出や相談をしてもらうような制度・仕組みづくりの検討</u>

課題と見直しの方向性（施策①届出）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

課題

- ・重要施設や大規模プロジェクト等においても、届出者（設計者やディベロッパー）と札幌市の二者の視点による協議に留まっている。
- ・重点区域の協議においても地域の声が反映されていない。
- ・協議をより魅力的な街並み形成へ繋げたい
- ・届出者（所有者、設計者）に対し、協議や景観への配慮による効果や利点が伝わっていないため、景観協議が形骸化しやすい
- ・重点区域と他区域の協議が同レベルにとどまっている
- ・周辺状況の作図・分析にまで踏み込んだカルテの作成事例が少ない。
- ・協議のタイミングが遅い

協議手法

論点

- ・地域や専門家の声が反映されるしくみの検討
- ・地域と協働による新規地区の検討や指定後の地域マネジメント手法の検討
- ・景観形成の目標や効果・利点を明確にし、届出者の景観に対する理解を高める
- ・地域の個性（大事にしたいこと）の事前明示（地域特性に関する情報や設計事例等の手法）
- ・計画の早い段階で協議を行える制度の検討

課題と見直しの方向性（施策①届出）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
届出対象	<p>【景観計画区域：大規模】</p> <ul style="list-style-type: none">・届出対象外の物件でも景観に大きく影響を与える場合がある・画一的な基準では、地域に個性が生まれにくい・賃貸物件等は経済性を優先することが多く、外構計画等が検討されていない <p>【景観計画重点区域：全ての規模】</p> <ul style="list-style-type: none">・近年の動向に対し、適切な対応が取れていない（携帯アンテナ支柱、投影型広告等）	<p>【景観計画区域：大規模】</p> <ul style="list-style-type: none">・届出対象の見直し（追加・除外）も視野に <p><u>（例：市街地の特性・区分に応じた、届出対象を設定等）</u></p> <p>【重点区域：全ての規模】</p> <ul style="list-style-type: none">・届出対象の見直しや新たな技術への対応
公共事業	<ul style="list-style-type: none">・<u>公共事業における景観の視点からの検討の仕組みが確立されていない。</u>	<ul style="list-style-type: none">・景観形成に対する先導性の向上・協議の仕組みの充実（早い段階からの協議、専門家の関与等）

課題と論点の整理

②普及啓発

普及啓発に関すること

【取組手法について】

- ・イベントを実施するだけでは景観の普及啓発なっていないのではないか。
- ・市民の周知度を把握した上で、効果的な取組を考える必要がある。
- ・関わっている市民の動きが見えることが他の市民の意識向上につながる。（情報発信の工夫）

【取組体制について】

- ・多種多様な事業を行っているが、相互の関係性の整理が必要。
- ・行政からの投げかけが行政と市民の協働に繋がり、さらに市民主体の取組へと発展することを目指す方向性は良い。
- ・市民主体の景観資源選出事業は試行段階だが、これまでの取組結果の評価が必要。
- ・行政と市民・事業者の役割を再整理し、行政がきっかけを与えると市民・事業者の取組が展開される関係を築くことが必要。
- ・市民・事業者による主体的な取組が継続するための仕組みも必要。（財源・組織等）

【今後の進め方】

- ・今後の取組イメージや目指すべき目標を具体的に設定することが必要。
- ・多種多様なコンテンツがあるが、地域住民の主体的取組を促すような事業に絞り込む必要がある。
- ・子供たちや高齢者という幅広い年代のことを考えることが必要。

課題と見直しの方向性（施策②普及啓発）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
取組手法	<ul style="list-style-type: none">・ 市民、事業者への広がりが限定的な範囲で留まっている（子供、高齢者や幅広い業種の事業者への呼びかけ）・ <u>イベントの開催自体が目的にならないようにしなければならない</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 多くの市民や事業者に興味関心を持ってもらえる事業の実施、コンテンツの開発（例：ベンチ塗替え等、成果が見えるもの）・ 効果的に連鎖、拡散を生むような情報発信
取組体制	<ul style="list-style-type: none">・ <u>行政・市民・事業者等の役割分担が不明確</u>・ 活動の持続性や発展性が必ずしも確保されていない	<ul style="list-style-type: none">・ <u>市民、事業者、専門家、行政等各主体の役割の整理</u>・ コーディネートの仕組づくり
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">・ <u>ビジョンや都市景観基本計画における位置付けが弱い</u>・ <u>個別の取組相互の関係性が明確ではない</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>都市景観基本計画等において、基本的考えを整理し、個別の取組を位置づける（景観まちづくりへの展開）</u>

具体的な施策に関する議論の整理

③景観まちづくり

景観ガイドライン、重点区域の指定等

【景観ガイドラインの必要性】

- ・地区計画制度のような厳格なものに加えて、景観ガイドラインのような柔らかい手法でまちを魅力的にしていく取組は重要である。

【景観ガイドライン等作成にあたっての地域との関係づくり】

- ・行政から景観ガイドライン等検討のきっかけを投げかけた場合、その後も行政主導となってしまう懸念がある。
- ・景観ガイドライン等の取組は、地域にとって規制になるのではなく、今まで出来なかったことが出来るようになるなど、地域と行政が前向きな見通しを持って協力関係を築いていくことが必要である。
- ・建て替えを検討している地権者等、具体的に地域の人の視点で考える必要がある。

【新たな地域への展開】

- ・景観ガイドラインの検討から景観計画重点区域の指定まで、取組の発展段階があると思う。
- ・新たな景観ガイドラインを検討する地域では、まちの成長や経済活動と結びつくなど、地域にもメリットがあるということが伝わるのが重要である。
- ・モデルとなる地区で景観ガイドラインを作り、成果が見え評価されることが、他の地域への連鎖・拡散の流れを生み出す。
- ・市電ループ化等のように大規模な公共投資を行うエリアでは、初期の段階で景観ガイドラインをセットで作ることなどを打ち出すことが必要である。

【景観ガイドライン等の運用のあり方】

- ・例えば、景観ガイドライン等の区域の中では地域の協議会に意見を聞いたうえで、景観の届出をする等エリアマネジメントにつながる仕組みが必要である。

課題と見直しの方向性（施策③景観まちづくり）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
景観ガイドライン等の取組	<ul style="list-style-type: none">・モデル地区において取組を始めた段階のため、策定した景観ガイドラインを制度的にどう位置づけるかは今後の検討・景観ガイドライン等の新規検討を行う場合、制限強化のみと受け取られる懸念がある・<u>景観をよくすることのみを目的として新たな地域で取組を開始するには限界がある</u>	<ul style="list-style-type: none">・ガイドラインを担保する制度や届出制度との連携を検討・ガイドラインに基づく取組に対する助成・アドバイス等の支援方策の検討・<u>地域主体の検討・運用を担保する仕組みの検討</u>・<u>景観重要建造物等に限らず様々な景観資源の活用につながるガイドラインの可能性</u> ・都市計画制度（緩和制度等）との連動を検討・良好な景観形成がもたらす効果の啓発・<u>行政と地域の良好な協力体制のもと、地域の視点に立って検討する必要性</u> ・<u>例えば地域まちづくりの取組や大規模な公共投資など、様々な機会を捉えて景観について考えていくことが必要</u>

課題と見直しの方向性（施策③景観まちづくり）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
助成金・アドバイザー	<p>【景観まちづくり助成金】</p> <ul style="list-style-type: none">・単発的な取組への助成事例が多い・助成額や申請時期など、十分かつ機動的な支援が難しい <p>【都市景観アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none">・景観計画重点区域や景観ガイドラインの検討と連動した事例がない・市民の活動への派遣事例が少ない	<p>【景観まちづくり助成金】</p> <ul style="list-style-type: none">・持続性・発展性が期待できる取組に対する優先的な支援・景観重要建造物等助成金も含めた助成金制度の見直し検討 <p>【都市景観アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none">・景観まちづくりへの支援・助言等の派遣の考え方の明確化・市民等への情報発信の充実

具体的な施策に関する議論の整理

④景観重要建造物等

景観重要建造物等について

【指定制度について】

- ・札幌景観資産の「指定制度」は、景観重要建造物と区別して「登録制度」等ゆるやかなものとし、数を増やす努力をすべきである。
- ・現在指定されているものの大半は歴史資源や文化財であるが、景観資源という意味では、可能性のある建物は数多くある。
- ・「古い」という共通の物差しがなくなると判断が難しくなる。
- ・景観資産を増やしていくためには、指定（登録）にあたり、所有者に何らかのインセンティブを与えることが必要ではないか。
- ・建築物だけではなく広い視点で資産というものをとらえると、道路や公園等の自然の資源も資産となるのではないか。
- ・例えば、景観賞を受賞したものを指定の対象として検討することはできないか。

【助成制度について】

- ・コミュニティ活動で利用する場合等については、積極的に助成対象とすべき。
- ・例えば、基金を創設して景観資産に理解のある市民からのサポートを募るなど、市民を巻き込んだ支援を考えてはどうか。

【活用について】

- ・指定して保存することを主眼とするのではなく、ゆるやかに「登録」して活用される動きに変えてはどうか。
- ・民間の活用事例を評価して、情報発信するだけでも変わってくる。
（住宅街の古いものを生かして商業施設等（カフェ等）にしている例等）

【その他】

- ・所有者の意志とは別に、周りの状況・環境が弊害となって失われることもある。

課題と見直しの方向性（施策④景観重要建造物等）

見直しの方向性（仮説）

都市の成熟期において、都市景観（ヒト/コト/モノ）を構成する要素を幅広くとらえ、これらのコーディネートやマネジメントを通じ、能動的・創造的に、都市の魅力・活力を向上させるための施策

	課題	論点
とらえ方 景観資源の	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史的価値に着目した指定に限定されているが、<u>それ以外にも景観資源の可能性のある建物は数多い。</u>・ 歴史的価値以外の評価基準が定まっていない。	<p>新たな景観資源の掘りおこし</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定対象の拡充 <u>（例：道路・公園・自然・景観賞受賞等）</u>・ 「<u>指定制度</u>」以外の可能性 <u>（例：「登録制度」・リストアップ等）</u>
あり方 保存・活用に向けた制度の	<ul style="list-style-type: none">・ 指定制度のみでは、歴史的建築物等の滅失を防ぐことは難しい。・ 助成額や申請時期など、所有者の工事予定に応じた十分かつ機動的な支援が難しい。・ 所有者に対して技術的助言を行う手順が確立されていない。・ 対象工事等が外観の維持のためのものに限定されているため、建物の利活用の可能性が広がらない。・ 普及啓発以外の取組ができていない。・ 市民・企業等が維持保全や利活用に協力・関与する仕組みがない。	<p>景観資源の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>価値を高める活用事例の整理</u>・ 助成制度の見直し <u>（例：活用への支援等）</u> <p>市民・企業等への広がり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市民団体との協働・ 景観まちづくりとの連動